

開催日時	令和4年11月30日（水）10時から11時30分まで
参加者	委員：13人 事務局：3人 関係機関：3人
場 所	中瀬協働センター ホール
内 容	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 委員紹介 名簿順に自己紹介 ・委員14人中、No.7が欠席。</p> <p>4 議事</p> <p>（1）生活支援体制としての移動支援について</p> <p>○前回の協議体会議の振り返り（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議体とは、生活支援体制づくりの協議体であり、住民の生活支援体制を考えていく会議である。中瀬、赤佐地区の体制を考えたときに、家事支援事業の中で移動支援ができないか、住民の中で移動手段がないという声が多くある。地区社協の家事支援の中で移動支援を行うことができないか。その中で、前回実際に移動に困っているケースを紹介した。 ・北浜中地区で移動支援を実際に行っているため、その情報提供を行った。移動支援サービスを行っていくために、支援者側の車を使用することによって保険料がかかってくる。保険料は1回あたり1450円負担がかかる。利用者から依頼があった度に地区社協から負担をしている。利用していくごとに赤字になってしまうのが課題である。 <p>○介護予防・日常生活支援総合事業に関する住民主体サービス補助金について（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協活動については、社協からの補助金もあるが、行政による補助金制度もある。（資料P2ページより） <p>【補助金を受けるにあたって、下記のいずれかに該当しケアマネジメントによりサービス利用が必要とされた高齢者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援1，2の認定を受けている人 ・事業対象者（基本チェックリスト該当者） <p>【対象サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問サービス：掃除、洗濯、買い物、調理等の日常生活の援助 ※家事支援事業全般を指している。月1回以上サービス提供し、団体（地区社協の家事支援事業として）として月4回以上のサービス利用が見込まれる。 ※家事支援事業を受けている人の中で要支援1，2もしくは事業対象者がいれば補助金の対象になる。 ・通所サービス：趣味活動、交流、体操、運動等の自主的な通いの場の提供 ・移動サービス(ア)：通院等の送迎前後の付き添い支援 ・移動サービス(イ)：異なる団体が実施する通所サービス会場への送迎

【浜北区中瀬の事例について】（中瀬地区社会福祉協議会）

- ・浜松市内に55か所地区社協があるが、そのうちの2か所が補助金を利用している。そのうちの1つが中瀬地区。
- ・しんぱらの協議体でも同じような話し合いをしている。なぜ補助金を2か所しか利用していないのか協議した所、事務的な手続き(補助金申請、毎月の報告、年間報告等)が大変。煩雑である。制度自体が知られていない等が意見として挙げられた。

○中瀬地区の事例

- ・H29より補助金を利用している。補助金は翌年度に入ってくる仕組みとなっている。
- ・要支援1, 2, と事業対象者が対象となるがサービス区分としては訪問サービスが主体。掃除、料理、ゴミ出し等実施している。提供時間は週2~3回、30分~1時間で行っている。
- ・支援を受ける方は人数的には流動的。(多いと3人、少なくとも1人は常時対象になっている。包括でケアプランを作り、位置づけられた人を対象としている。)
課題としては、この事業は掃除や食事作りを行う協力員がいないと成り立たない。協力員が集まるかどうかも課題になってくる。
- ・特段やってきた中で事務的に大きなトラブルはない。

【事業対象者について】 介護保険のしおり P11（地域包括支援センター於呂）

- ・事業対象者：基本チェックリストにて聞き取りをして該当すれば事業対象者に登録される。
- ・現在のご自身の心身の状況を確認するためのツールであり、国全体の共通の様式になる。質問項目25問。色々な領域に分かれている。
- ・点数が多ければ多いほど生活面で心配な面があり、対象者となる。何らかの支援やサービス利用の必要があるかどうか振り分ける一つの指標になる。

※事業対象者登録の基準

- ・項目の1~20で10項目以上該当になった場合。
- ・項目の6~10の運動不足の項目のうち、3項目以上該当した場合。
- ・項目の11, 12で2項目すべて該当した場合BMIの数値18.5未満が該当(体重÷身長÷身長)⇒栄養状態が不良の方が該当。
- ・項目の13~15のうち2項目以上該当した場合
- ・項目の16に該当した場合
- ・項目の18~20のうち1つでも該当した場合
- ・項目の21~25のうち2項目以上該当した場合※ここ2週間の間

※事業対象者登録されると、介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービスや通所型サービス）、総合事業（訪問型サービス、通所型サービス(週1回)）や元気はつらつ教室が利用可能になる。

専門のリハビリを受けたい、福祉用具を借りたい等は介護保険を申請する必要がある。事業対象者は介護保険対象の一步手前という認識でよいのではないか。生活で概ね自立はされている方が対象である。

- ・基本チェックリストは包括職員が対応する。

【質疑応答】

※事業対象者に関する質疑

- 基本チェックリストについて、該当する項目については、いずれか1つでよいのか、すべて該当しなくてはいけないのか。
⇒どれか基準のうちの1つでも該当すればよい。
 - 事業対象者のチェックリスト後、その結果の認定証はどこから来るのか。また、取り消し等はできるのか。
⇒事業対象者として登録され、即日交付される。事業対象者の取り消しというものは無いが、状態が悪くなる等あれば介護保険を申請し、介護保険サービスに移行していく形となる。
 - 事業対象者と要介護認定は同時に認定できるのか。
⇒事業対象者から要支援・要介護になると上塗りをされることになる。
※サポート中瀬の事例、補助金に関連する質疑
 - 補助金を受けて実際に支援に入る場合は、ケアプランの作は必要か。
⇒サポート中瀬では、実際に補助金を受けて支援を行っているが、実際に包括にケアプランを作成してもらい、支援をしている。
⇒要支援の認定を受けている方ですすでにヘルパー支援が入っているが、介護保険のヘルパーではできない部分をサポート中瀬に依頼して対応していただいているケースもある。ケアプランについては、毎年ケアプランを作成し提出している。
 - 浜北の於呂圏域では、要支援1、2の該当者はどれくらいいるのか。
⇒要支援認定を受けているがサービスは受けていない人もいる。もしくは過去に利用したが今は利用していない人もいるのでそこも踏まえると人数は増えると思われるが。要支援1、要支援2で実際にサービスを利用している人は200人を超えている。事業対象者は50名程度である。
 - サポート中瀬で支援するのあたり、平均して3名は月1回は必ずサービスを提供しなければならないか。
⇒例えば登録されている事業対象者が3人登録されていた場合、3人で合わせて3回利用していればよい。特定の人がいるため定期的に週2～3日はサービス提供するため、補助金の対象には十分なりうる。回数的にはクリアできるのではないかと考える。
⇒家事支援を行っている中で、事業対象者もしくは要支援1、2の人が何名いるかがポイントである。誰が事業対象者なのかわからない。実際にサービス利用者に基本チェックリストを行うことで事業対象者に該当する可能性もある。実際に登録をしていない人でも該当しうる方は潜在的にいることも考えられる。
- 【移動支援サービスを地域で行っていく場合に想定される課題について】**
- 協力員の確保が非常に大変になってくるのではないか。(実際に地域で行っていく場合、車の手配から、運転まで行う協力員が必要となる)
⇒北浜では、8名の協力員がおり、年齢制限は80歳までとしている。
 - 補助金を利用するにあたり、対象となる要支援の方や事業対象者については、まだまだ潜在的に隠れている可能性もあるため、チェックリストをしながら、対象者を確認していく必要もあるのではないか。
⇒気になる人や心配な人等がいれば包括に相談しながら必要時はチェックリスト等実施していく。
 - 地区社協として移動支援をするのであれば、しっかりと体制を作っていかなければな

らない。そのためには組織づくりが必要になってくるため、組織として人を増やしながらかえていく必要がある。

【移動支援のニーズについて】

○地域で家事支援を実施した際は、全世帯対象で住民アンケートを実施した。移動支援でも住民アンケートをしていくことも方法である。

○北浜中地区：R3で54件実際に移動支援の依頼があった。現在は月平均で8件あり、多いと10件に上ることもある。

○現時点ですでに把握しているニーズはあるか。

⇒車の運転を諦めた方については、経済的に苦しいとタクシーを頼むのも大変である。最近だと電動カート(セニアカー等)を借りる方もいるが、買い物に行くのも少し距離があると電動カートでも難しく課題である。また、運転の怖さもある。移動販売を利用する方もいるが、欲しい時に欲しいものが必ずある訳ではない。車の運転をしていた時のように自由にできないのが現状である。

⇒通院でも同様に困ったという声も聞かれている。子どもに仕事を休んで連れて行ってもらうのが申し訳なく思っている等の声も聞かれている。要介護度が高い方は通院サービスが使える場合があるが、そうでないと家族にお願いしているかタクシーを利用するのが現状である。

⇒助成金の対象になりうる方について、基本チェックリストを実施するが、社協と包括で協力していくことで人数も増えていくかもしれない。状態が変わってきたらはやめに包括に相談していくことも必要。結果的に登録数が増えていくことも見込めるのではないか。

○民生委員活動の中で要望等はあるか。

⇒赤佐：移動支援についての要望は民生委員としては直接的な相談はないが潜在的にあるのではないかと感じている。

移動支援を実際に行っていく場合、支援を行う協力員の負担が懸念される。地域の人だけをお願いしていくのは無理がるのではないかと感じている。

○以前は、家庭奉仕員：家事援助や付き添い等以前はやっていた。歯がゆい気持ちがある。もう少し行政としての責任、方針を考えてもらいたい。

中瀬地区には推進委員が1名ずつおり、それぞれが情報を持ってくる。地域の状況を考えるとサポート中瀬を必要とする人はかなりいるが、周囲されていないため知らない人も多いのではないかと感じている。何人かの名前が実際にあがってくるため早めに相談していくようにしたい。

補助金を活用して移動支援を進めていけるとよい。

【補助金について】

○シニアクラブやサロン等、行事をやろうと思っても、足腰が弱ってきて、足がないという人が多いが、そういった場合も移動支援として対象になるのか。(補助金の対象になるのか。)

⇒シニアクラブの活動となると、補助金の二重になるため難しい。

○シニアクラブに入っている人はまだいいが、行きたくても行けなくなってしまった人も多い。ふれあい交流センターまで行きたくても行けない現状はある。

⇒城北の地区社協では地域のサロン活動に通うために移動支援サービスを利用して

	<p>いる方もいるため、地域のサロン活動に行くのであれば、補助金の対象になる。</p> <p>○移動支援の対象になるには、必ず事業対象者や要支援の人がいないと対象にならないか。</p> <p>⇒実際にサービスを利用するのは事業対象者や要支援以外の人でも可能である。サービスを利用したい方のうち、対象者が何人いるのか、月に何回利用しているのかが分かればよい。</p> <p>【今後について】</p> <p>○移動支援を利用したい対象が増えるのはうれしいが、財源的には厳しくなっていくジレンマがある。補助制度があることが確認できたため、地区社協活動メンバーと協議して一歩前進させていきたい。</p> <p>5 その他</p> <p>次回予定：令和5年3月8日（水）10：00～ 浜北地域活動・研修センター</p>
<p>今後の見通し等</p>	<p>今回の協議体会議は、浜松市による「介護予防・日常生活支援総合事業に関する住民主体サービス補助金」についての内容説明と質疑応答であった。</p> <p>なぜ、協議体会議で補助金の説明が必要であったかという点、住民主体の生活支援体制として「移動支援サービス」を考えたとき、自動車保険料の負担が課題となっているためである。</p> <p>今回の協議体会議にて、市社協の補助金に加え、浜松市の補助金制度が利用できることがわかったため、今後の協議体会議において、補助金申請を行うかまた、移動支援サービスを行うかどうかについて検討していくこととなる。</p> <p>今後は、第3回の開催に向けて、会長、包括、行政を中心に話し合いを進め、より効果的な協議体会議となるよう対応していく。</p>